

シリーズ 人権

第84回

市民意識調査を受けて Vol.2

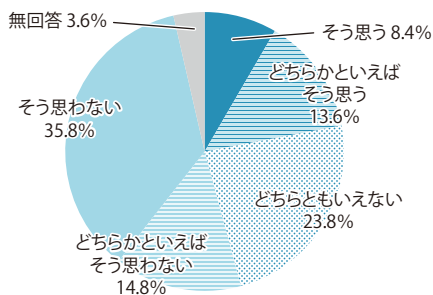


家庭内の児童虐待は、その家庭だけの問題でしょうか？

報道などで児童虐待が原因で、幼い命が失われるという痛ましい事件を目にすることがあります。児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるもので、決して許されるものではありません。皆さんは、このような事件について、どのように感じているでしょうか。

平成29年8月に津市が実施した「人権問題に関する市民意識調査」によると、「家庭内の児童虐待は、その家庭だけの問題だと思いか」との問いに、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人が約2割であったのに対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人が、ほぼ半数を占めていました。

設問 家庭内の児童虐待は、その家庭だけの問題だと思いますか
(人権問題に関する市民意識調査より)



児童虐待の現場では、泣きやまない赤ちゃんや、なかなか言うことを聞いてくれない子どもを目の前に、誰にも相談することができず、育児や子育てに戸惑い、思い悩み、いけないことだと分かっているながら、つい子どもに手を上げてしまう、そんな苦しい思いをしているお父さんやお母さんを目にすることが少なくありません。

津市では、このような思いをしているお父さん、お母さんたちに少しでも寄り添うことができるように、専門の知識を持つ家庭児童相談員によ

る子育てなどの悩みに関する相談窓口を設置しています。また、児童への虐待を禁止し、虐待を受けた児童を早期に発見・保護して自立を支援するために制定された児童虐待防止法では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村や児童相談所などに通告しなければならない」とされています。児童への虐待を解決するためには、まずは早期発見し、解決に向けて早い段階で適切な支援をしていくことがとても大切です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を、その家庭だけのことと思わず、地域の宝としてみんなで見守っていくため、虐待を受けていると思われる子どもを見つけた時は、「もし、違ったらどうしよう」と迷わずに、市役所や児童相談所などへ通報してください。

子どもにも大人と同じく、一人の人間として人権がありますが、子どもの人権は侵されやすく、みんなで見守っていく必要があります。このことを意識して、子どもの人権が守られるようみんなで取り組んでいきましょう。

(執筆担当：こども支援課)

児童虐待の種類

身体的虐待…殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど

性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど

保護の怠慢・拒否(ネグレクト)…家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかないなど

心理的虐待…言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV)など